

# 津和野小便り

11号

平成25年3月6日

## 学校評価を公表します

あまり耳慣れない「学校評価」という言葉ですが、制度が設けられた経緯について最初に説明します。

平成19年6月に学校教育法が改正され、第42条で「学校評価」の根拠となる規定が、さらに、43条では学校運営についての情報提供についての規定が設けられました。

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校

運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

これらの規定を受け、平成19年10月に学校教育法施行規則が改正されました。主な改正点は次の3点です。

- ・ 学校職員による自己評価の実施と評価結果の公表 (第66条)
- ・ 学校関係者による評価の実施と公表の努力義務 (第67条)
- ・ 評価結果を教育委員会へ報告 (第68条)

本校では、これらの法令に従って、全職員による自己評価を行い、公民館長さんなど7名の方に、子どもたちからのアンケート結果や職員の自己評価などを基に、学校関係者としての評価を行っていただきました。

今回、いただいた評価を基に、今後の指導の方向性が示してありますが、具体的な取り組みの内容については、新年度に計画していく予定です。

### 4月の行事予定

- ・ 8(月) 始業式・着任式 給食開始
- ・ 9(火) 入学式 給食後下校
- ・ 25(木) 給食後下校(研修会の為)
- ・ 27(土) 参観日・PTA総会(振替休業は4/30)

## 平成24年度津和野小学校学校評価

中期経営目標 (J児童像)	短期経営目標	達成のための方策(例)	評価指標 児童アンケート 児童：70%	自己評価 (5段階)	関係者評価 (5段階)	改善の方向
自分や友だちのよさに気付き、お互いを認め合いながら、いろいろな事を友達や教師と話題にし、楽しく学校生活を過ごしている	児童の良さを広げる手立ての実践	・ 学校、学級だよりの活用	80	4	4	取組みを継続
	温かい集団づくり	・ 所属感を感じさせる工夫	72	3	3	「我が学校」「我が学級」といった一体感を持つために具体的な取組みを工夫する
	全員参加の授業づくり	・ 目的に応じた学習形態	59	3	3	お互いに学び合う指導方法に取り組む
集中して課題に取り組み、友達同士で助け合ったり、教師に積極的に質問したりして、自分自身が納得できるまで頑張ろうとしている。	児童の実態に応じた指導	・ つまづき箇所の把握と指導	59	2	2	学級担任一人の指導を見直し、組織的な指導体制を整える
	基本的な生活習慣の確立	・ 自己チェックシートの活用	76	3	3	実態から重点的な課題に取り組む
時と場に応じた態度が自然にとれると同時に、心の内に葛藤がある場合、自分をコントロールしている。	自律心の育成	・ 係り活動の工夫	67	3	3	係り活動等の主体的な活動の充実